



UNITED STATES DEPARTMENT OF COMMERCE
National Institute of Standards and Technology
Gaithersburg, Maryland 20899

May 23, 2011

Mr. Leslie Bai
SIEMIC, Inc.
2206 Ringwood Avenue
San Jose, CA 95131

Dear Mr. Bai:

NIST is pleased to inform you that your organization has been recognized by the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC) of Japan under the *Agreement on Mutual Recognition of Results of Conformity Assessment Procedures between the United States of America and Japan* (US-Japan MRA).

Your organization is recognized to act as a foreign Registered Certification Body (RCB) to certify equipment to the latest versions of the applicable MIC requirements under the scope of recognition noted below.

CAB Name: SIEMIC, Inc.
Physical Location: 2206 Ringwood Avenue, San Jose, CA 95131
US Identification No.: US0160
RCB No.: 208
Recognized Scopes: A1: Terminal Equipment for purpose of calling;
B1: Specified Radio Equipment specified in Article 38-2, Paragraph 1, item 1 of the Radio Law;
Valid as of: **March 29, 2011**

This designation will remain in force as long as (1) your organization's ISO/IEC Guide 65 and ISO/IEC 17025 accreditations for the designated scope remain valid and (2) your organization complies with the NIST designation requirements and MIC requirements.

Your organization is listed as foreign RCB #208 at the following MIC web sites:

Terminal Equipment: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/index.html (Japanese)

The Radio Use Web Site: <http://www.tele.soumu.go.jp/e/sys/equ/tech/index.htm> (English)
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/mra/ninsyoukikan/index.htm> (Japanese)

The current list of NIST designated CABs for Japan is posted at the following NIST website:
<http://gsi.nist.gov/global/index.cfm/L1-4/L2-16/L3-92>

Please contact Ms. Ramona Saar at (301) 975-5521 or ramona.saar@nist.gov if you have any questions.

Sincerely,

David F. Alderman
Standards Coordination Office

Enclosure (Japan's Official Gazette announcement)

cc: Ramona J. Saar, NIST Program Manager

告 示

○金融庁告示第五十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年五月十日

金融庁長官 三國谷勝範

第一条中第五十四号を削り、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、第七十六号及び第七十七号を削り、第七十八号を第七十五号とし、第七十九号から第八十二号までを三号ずつ繰り上げ、第八十三号を削る。

○金融庁告示第五十四号

エイアイユーインシュアランスカンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項）

○総務省告示第百七十三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる処分について、同条の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百六十一号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十日

総務大臣 片山 善博

本則中「第38条の2」を「第38条の2の2」に、「Boelwiese 5, 91320 Edermannstadt, ドイツ」を「Stoerhofer Berg 15, 91364 Unterleinleiter, ドイツ」に改める。
本則に次のように加える。
日米協定の規定による登録

(1) Siemic, Inc.

登録年月日 平成23年3月29日

住所 2206 Ringwood Ave. San Jose, CA 95131, アメリカ

登録に係る区分

(7) 認定規則第4条第1号に定める区分

(4) 電波法第38条の2の2第1項第1号に掲げる事業の区分

(2) ACB, Inc.

登録年月日 平成23年3月29日

住所 6731 Whittier Ave. Suite C110 McLean, VA 22101, アメリカ

登録に係る区分 電波法第38条の2の2第1項第1号に掲げる事業の区分

第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更)があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十日

金融庁長官 三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所

ロバート・ローレンス・ノテイン

東京都渋谷区上原三丁目二十九番一号上原ハウス

小関 誠

東京都中央区佃二丁目二番十一―三六〇一―号

○金融庁告示第五十五号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年五月十日

金融庁長官 三國谷勝範

第五条の表の銀行代理業者の欄中「KDDI株式会社」の次に「大和証券株式会社」を加える。

○総務省告示第百七十四号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十年総務省・経済産業省令第三号）第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百四十号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準合認定等に関する規則第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十日

総務大臣 片山 善博

第三号の表中

KTL	205	を	KTL	205
			Siemic, Inc.	208

改める。

○総務省告示第百七十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準合証明に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十日

総務大臣 片山 善博

第一項の表中

BVLCH	207	を	BVLCH	207
			Siemic, Inc.	208
			ACB, Inc.	209

改める。

○外務省告示第百八十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年四月十二日を期限として返納すよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年五月十日

外務大臣 松本 剛明

失効年月日

平成23年4月12日

○文科科学省告示第八十五号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文科科学省令第十三号）第一条第一項第二号ロの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定め。

平成二十三年五月十日

文科科学大臣 高木 義明

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各学校及び団体を指定する件（平成二十二年文科科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十日

文科科学大臣 高木 義明